



広告

芝法人会会員の皆さまへ

【芝法人会 会員様限定】

例月無料法律相談会

片山法律会計事務所（港区芝5丁目）は、会員企業様に対する経営支援の一環として、企業経営において生じる様々な法律問題に対する無料法律相談を実施いたします。

【日 時】今年度（令和4年3月まで）の開催予定日は以下のとおりです。

令和3年10月8日（金）、11月12日（金）、12月10日（金）
令和4年1月14日（金）、2月18日（金）、3月11日（金）

各10:00～16:00（相談時間は1社当たり30分間が目安です。）。

【場 所】片山法律会計事務所会議室（東京都港区芝5-26-20 建築会館4階）

【担当弁護士】金谷利明（第一東京弁護士会）、米国公認会計士（WA）、情報処理安全確保支援士

【申込方法】担当弁護士のメールアドレス（kanaya@katayama-lawyer.jp）に
題名「芝法人会会員無料法律相談」として、

- ①貴社名、
- ②貴社ご担当者様名、
- ③相談の希望開始時刻、
- ④紛争の相手方がいる場合には相手方名
を記載の上、お申し込みください。

利益相反を避けるため、相談内容の記載については相手方が当事務所において受任している者でないことを確認するまではお控えくださいますよう、お願いいたします。

【事務所 URL】<https://katayama-lawyer.jp/>

【事務所の特徴】

当事務所は、会計・税務、国際ビジネスとの業際的な企業法務を取り扱う法律事務所です。一般的な法律業務のほか、各弁護士の資格や経歴を活かした専門性の高い業務を取り扱っています。



【その他】

無料法律相談は、原則として開催日時を指定していますが、開催日時では日程のご都合がつかない会員企業様などに対しては、可能な範囲内で対応いたしますので、担当弁護士メールアドレス (kanaya@katayama-lawyer.jp) に題名「**(臨時)** 芝法人会会員無料法律相談」として、①貴社名、②貴社ご担当者様名、③相談の希望日時、④紛争の相手方がいる場合には相手方名を記載の上、お問い合わせください。

【法律相談のポイント】

無料法律相談の時間は限られており、限られた時間の中で可能な限り効果的な相談を行うために、以下のとおりご準備ください。

① 相談内容の事前連絡

相談内容のご連絡は、紛争の相手方が当事務所において受任している者でないことを確認するまではお控えいただくことになりますが、当事務所による確認の連絡後、相談内容について相談日前にご連絡ください。

② 資料の事前収集

相談においては、相談者様から説明された事実が存在することを前提として、法的に考えなければならない事項やどのような結論になりそうかについての見込みなどをお答えすることを原則といたしますが、仮に訴訟になった場合には、裁判所に対して主張する事実が存在することを示すための証拠が必要となります。また、裁判外における紛争解決においても、証拠があるかどうかは、交渉上、大きな意味を持つため、相談をする前段階から主張する事実が存在することを示す証拠（契約書など）を準備しておくことをお勧めいたします。

③ 相談したいことの優先順位付け

30分間という限られた時間の法律相談では、個別具体的な事件について、その事件の特殊な事情まで考慮した回答をするというよりも、ある程度一般的な回答をすることにならざるを得ません。特殊な事情を相談したい場合には、特殊な事情を優先的にご相談ください。ただし、無料法律相談においては、契約書などの資料を精査した上で回答するわけではないので、特殊な事情に基づく回答を行っても、相談外の別の事情により結論が変わり得る場合もあります。無料法律相談は、事件の解決を提供するためのものではなく、解決に導くための指針の1つを提供するものであることをご理解いただければと存じます。